

四国中央市選挙管理委員会告示第3号

令和6年11月28日に提起された令和6年11月17日執行の四国中央市議会議員選挙における当選の効力に関する異議の申出に対する決定をしたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第215条の規定により決定書の要旨を告示する。

令和7年1月24日

四国中央市選挙管理委員会委員長 徳永 幸夫

決定書（要旨）

異議申出人 茨木 淳志

上記異議申出人（以下「申出人」という。）から令和6年11月28日付けで提起された令和6年11月17日執行の四国中央市議会議員選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する異議の申出（以下「本件異議申出」という。）について、四国中央市選挙管理委員会（以下「当委員会」という。）は、次のとおり決定する。

主 文

本件異議申出を棄却する。

異議の申出の要旨

1 本件異議申出の趣旨

本件選挙につき、投票用紙を再調査したいため、申出人、最下位で当選した眞鍋利憲候補（以下「としのり候補」という。）、吉原敦候補（以下「吉原候補」という。）、眞鍋幹雄候補（以下「みきお候補」という。）の有効投票及び無効投票の開示を求め、これを選挙結果に反映することを求める。

このことについて、異議申出書の趣旨が不明確であった為、令和6年12月9日に申出人に聞き取りを行い、また令和6年12月12日に実施した申出による口頭意見陳述により、本件選挙において最下位で当選したとしのり候補の当選を無効とするこの決定を求める、という趣旨を明確にした。

2 本件異議申出の理由

- (1) 本件選挙において、としのり候補と申出人との差が0.543票差と僅差であること。

- (2) としのり候補、申出人それぞれに同氏又は同名の候補が存在し、投票時だけでなく開票時にもミスが生じやすいこと。
- (3) 無効票が404票と、投票者総数35,364人と比べ少なくなく、その中には上記理由により疑問票も多く含まれている可能性が予見されること。
- (4) 申出人の陣営からは選挙立会人に選任されておらず、疑問票等の確認作業に参加できておらず、意見をいう場が与えられていないこと。

決 定 の 理 由

当委員会では、本件異議申出の要件審査を行ったところ、記載の誤字により補正を命じ、補正後の申出書は要件を満たしていることから、令和6年12月2日の選挙管理委員会で受理した。その後、申出書の処分内容等に不明確な点があったことから聞き取りを行い、令和6年12月12日に申出人の口頭意見陳述を実施し、申出人と同一の名の吉原候補、最下位当選人のとしのり候補と同一の氏のみきお候補の按分票を含む有効投票及び無効投票を対象として、令和7年1月10日に開披点検を行い、慎重かつ厳正に審議した。

1 開披点検の結果

開披点検の結果は次のとおりである。

申出人の有効投票933票、としのり候補の有効投票932票、吉原候補の有効投票1,081票及びみきお候補の有効投票1,390票について全て開披点検したが、4人の各候補の有効投票の中に他の候補者票が混入していないこと、また無効投票となる投票用紙もないことを確認した。

また、按分票のうち、申出人及び吉原候補と同一の名である「あつし」と記載された投票が1票、としのり候補及びみきお候補と同一の氏である「真鍋」又は「眞鍋」、「まなべ」と記載された投票が5票であることを確認した。

無効投票404票について全て開披点検したところ、候補者でない者又は候補者となる事が出来ない者の氏名を記載したものの19票、2人以上の候補者の氏名を記載したものの5票、候補者の氏名のほか、他事を記載したものの5票、候補者の何人を記載したかを確認し難いもの82票、白紙投票184票、単に雑事を記載したものの71票、単に記号、符号を記載したものの38票であることを確認した。

したがって、本件選挙の選挙会（以下「選挙会」という。）における当該候補者別の得票数及び無効投票数についての決定は、選挙録記載のとおりであることを確認した。

2 投票の効力判定について

別記1から別記3の投票に対しての効力判定の判断基準は次の判例等によった。

(1) 別記1-1～別記1-19について

公選法第67条において、「第68条（無効投票）の規定に反しない限りにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない。」と規定されており、その選挙人の意思の判断に当たっては、次の判例等によった。

・最高裁判所昭和31年2月3日判決によると、候補者制度を採る選挙においては、

選挙人は候補者に投票する意思をもって投票に記載したものと推定するべきであるから、投票の記載が候補者氏名と一致しない投票であっても、その記載が候補者氏名の誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認めるべきである。

- ・最高裁判所昭和25年7月6日判決によると、記載不正確な投票の帰属の判定では、投票は何人かを選挙しようとする選挙人の意思を表現しようとする手段であるから、たとえ投票に記された文字に誤字、脱字があり又は明確を欠く点があっても、その記された文字の全体的考察によって当該選挙人の意思がいかなる候補者に投票したかを判断し得る以上、これを有効投票として選挙人の投票意思を尊重することが、全ての選挙を基調とする代表制民主主義政治の根本理念に合致するものと言うべきである。
- ・最高裁判所昭和32年9月20日判決（同旨東京高等裁判所平成23年12月8日判決）によると、「石井長三郎」と記載された投票を「石井若三郎」を1文字誤記したものと解するのが相当としている。
- ・最高裁判所昭和31年10月26日判決（同旨仙台高等裁判所昭和31年5月26日判決）によると、いったん甲（渡部重一）を選挙しようとしてその氏名を記載したが、意思を翻してこれを抹消し、さらに乙（成田延八）の氏名を記載したと認められる投票は、有効と解するを相当とするから、「~~渡部重一~~ 成田〇八」と記載された投票は、いずれもいったん他の者の氏名を記載しようとしたり、または記載したのを、その後意思を翻してこれを抹消し、成田延八と記載したものと認められ、候補者の成田延八の有効投票と解すべきである。

(2) 別記2-1について

最高裁判所昭和31年7月19日判決（同旨大阪高等裁判所昭和30年12月20日判決）によると、鈴木義一郎（ロー）」と記載された投票は、「郎」の字が明確ではない為、これを明らかにする為に記載されたものであり、意識的に記載したものは認められないから、他事記載として無効とすべきではない。

(3) 別記3-1

- ・公選法第68条第1項（無効投票）第8号に該当する投票であること。
- ・公選法第68条第1項の各号に該当するよう見えながら、各号に該当しない投票である白紙投票または雑事記入が存在すること。
- ・最高裁判所昭和32年9月20日判決によると、1人の候補者の氏と他の候補者の名で構成されている投票の効力については、「特段の事由によるものを除き、選挙人は1人の候補者に対して投票する意思をもってその氏名を記載するものと解すべきであるから、投票を2人の候補者氏名を混記したものと解すべき場合は、いずれの候補者氏名を記載したか全く判断し難い場合に限るべきであって、そうでない場合は、公選法第68条第1項第6号、第8号に該当する無効のものでない限り、いずれか一方の氏名にもっとも近い記載のものはこれをその候補者に対する投票と認め、合致しない記載はこれを誤った記憶によるものか、または単なる誤記になるものと解するを相当とすべきである。
- ・仙台高等裁判所秋田支部昭和31年3月26日判決によると、記載不正確な投票「ナラカ」と記載された投票は、候補者中「ナラカ」なる音に近似する氏名を有する者は、奈良岡繁太郎と奈良乾一の両名以外になく、後者は、「ナラカンイチ」あるいは「ナラカン」と呼称されており、しかも「乾」という字は「カン」と音

読される場合が多いことと、右投票の記載文字のやや稚拙なる点を考え合わせると、記載者において、前者「ナラオカ」と記載しようとして、「オ」の一字を脱落したのか、あるいは後者の「ナラカンイチ」と記載しようとして「ナラカ」とまで記載して中止したのか、もしくは、「ナラカン」と記載しようとして「ン」の一字を脱落したのか、そのいずれの場合にあたるかを断定するのは、困難であるから前記両候補者のいずれを記載したかを確認しがたい無効な投票と解すべきである。

- ・大阪高等裁判所（昭和30年12月20日）判決によると、「すずりー」と記載された投票は、候補者中に鈴木儀一郎、木村利一なる者がある場合においては、候補者の何人を記載したか確認できないものとして無効である。
- ・行政実例（内務省地発乙第192号）白票又は丸、線等を記載した投票に関する件について、白票又は丸、線等を記入したる等文字の記載なき投票は衆議院議員選挙法第52条第1項各号（公職選挙法第68条）に該当せざるものと雖、無効投票とする。

3 当委員会の判断

- (1) 別記1-1「まなべとしゆき」、別記1-2から別記1-5「まなべとしひろ」、別記1-6「真鍋としひろ」、別記1-8「真鍋よしのり」と記載されている。
当該投票の氏の「まなべ」「真鍋」は、としのり候補とみきお候補の氏と一致している。当該投票の名は「としゆき」「としひろ」「よしのり」と記載されており、他の候補者中には、この記載された名は存在せず、「まなべ とし」「まなべ のり」が一致していることから、「ゆき」「ひろ」は「のり」の誤記、「よし」は「とし」の誤記と判断し、いずれもとしのり候補の有効投票と判断する。
別記1-7「まなとしひ」は記載の全体から判断して、氏の「べ」、名の「ろ」が脱字されていると考え、としのり候補の有効投票と判断する。
- (2) 別記1-9は「吉岡あつし」の「吉岡」は他の候補者中に存在しておらず、「あつし」の記載があることから「吉原」の誤記であると判断する。
別記1-10は「原」を書き違え「まだれ（部首）」と「舌」と合わされた字が「原」の誤記と考えられる為、吉原候補の有効投票と判断する。
別記1-11の「よしははあつし」は氏が「よしは」が一致し、名は「あつし」と記載されており、「はは」は「はら」の誤記と考えられ、吉原候補の有効投票と判断する。
別記1-12の「土原あつし」は「原あつし」が一致し、他の候補者で「土原」の氏は存在しておらず、「吉」を「土」を誤記したか、「口」を記載漏れと考え、吉原候補の有効投票と判断する。
別記1-13は、二重線で書き直しと認められる為、「候補者の氏名のほか他事を記載したもの」にはあらず、新たに書き直された「吉原あつし」の「原」が確認できない字であるが、「吉」「あつし」がはっきりと記載されていることから「吉原あつし」と記載されようとしたと判断し、吉原候補の有効投票と判断する。
- (3) 別記1-14の「まなべみきよ」は記載された氏名の候補者は存在しておらず、「まなべみきお」とは「まなべみき」までが一致しており、「みきよ」の「よ」は「お」の誤記と考えられ、みきお候補の有効投票と判断する。
別記1-15「真鍋幹男」は「真鍋幹」まで一致しており、「男」は「雄」の誤

記、別記1-16は「真鍋みき夫」「幹」にあたる字は一致しないが、振り仮名が記載されていること、「夫」は「雄」の誤記、別記1-17、別記1-18の「真鍋幹夫」は「真鍋幹」まで一致しており、「夫」は「雄」の誤記と考えられ、いずれもみきお候補の有効投票と判断する。

別記1-19の「まなべきみよ」は、他の候補者に存在しておらず、「きみ」は「みき」の誤記、「よ」は「お」の誤記と考えられ、記載された氏名を総合的に判断し、みきお候補の有効投票とする。

- (4) 別記2-1は、「吉原（よしわら）あつし」の振り仮名である「よしわら」は戸籍の氏は「よしはら」であるが、吉原候補の出身地方のみならず全国的にも「よしはら」の呼称に加え「よしわら」と発音し呼称することが多いことから、「よしわら」は候補者の氏名以外のほか他事記載にはあたらず、明らかに振り仮名と考え有効投票と判断する。
- (5) 別記3-1は、「ぞはらき」と記載された投票とした場合、その記載の本件選挙の候補者は存在しない。開披点検中の申出人の指摘では「いばらぎ」に類似しているように見受けられるとのことであるが、記載の最初の字が「ぞ」から始まり、「ぞ」の濁点部分を位置や大きさから「い」とは考えることはできず、明らかに「ぞ」である。仮に、この「ぞ」を「い」の雑事とした場合は、この投票の選挙人が誰であるかを推知させる意識的記載と捉えられることから、当該投票は投票秘密制から逸脱するものであり他事記載と考えられる。また「ぞはらき」を氏と考えた場合、「ぞはらき」となる氏は市内では存在せず、一般的でない氏であり「ぞはらき」が不明確な記載であることは明らかである。最初の文字の「ぞ」や類似する「そ」から始まる当該候補者は「そがべきよし」は2文字が一致、このほかにも類似する本件選挙の候補者では、「いばらぎあつし」は3文字が一致、「はらだやすき」は3文字が一致していることから、公選法第68条第1項第8号の候補者の何人を記載したかを確認し難いものに該当するよう見えるが、「そがべきよし」、「いばらぎあつし」、「はらだやすき」のいずれも氏、名を記載しているとは考えられず、この投票は公選法第68条の各号の形式的無効原因に該当しないが、実例による雑事記入の無効投票と判断する。

4 按分される投票について

公選法第68条の2において、同一の氏名、氏又は名の候補者が2人以上ある場合は、その氏名、氏又は名のみを記載した投票は有効とされ、これらの投票は、当該候補者の有効投票数に応じて按分し、それぞれこれに加えるものと規定されている。

この規定により、「あつし」と記載された1票は、申出人及び吉原候補の有効投票数に応じて按分し、それぞれの有効投票数に加えられる。

よって、申出人に加えられる票数は、

$$1 \text{ 票} \times 933 \div (933 + 1, 081) = 0.463 \text{ 票}$$

としのり候補に加えられる票数は、「まなべ」と記載された5票のうち、

$$5 \text{ 票} \times 932 \div (932 + 1, 390) = 2.006 \text{ 票}$$

となり（小数点第4位以下切捨て）、按分される投票の加算に誤りはなかった。なお、申出人に按分される投票は、「あつし」、としのり候補に按分される票数は「まなべ」と記載された投票のみである。

5 開票作業について

立候補者32人のうち、同じ氏は、「石津」2人、「吉田」3人、「眞鍋」2人、同じ名は、「ひろゆき」2人、「あつし」2人である。投票所においては、公選法第175条により投票所には投票記載所の氏名等の掲示を徹底、開票作業では、投票用紙読取分類機の使用、十分な作業人員の配置を行い、疑問票においては出来るだけ立会人に諮る等、開票作業に問題がおこることなく終了した。

6 無効投票について

本件選挙における無効投票は404票で、無効投票率は1.14パーセントである。過去同選挙での無効投票率は、令和2年執行時は1.12パーセント、平成28年執行時は1.09パーセント、平成20年執行時は1.11パーセント、平成16年執行時は1.12パーセントであり、本件選挙において、異常に多い無効投票数ではなく平均的なものである。

7 選挙立会人について

公選法第76条により準用される同法第62条第2項において、候補者から選挙立会人として届出のあった者が、10人を超えるときは届出のあった者の中から選挙長がくじで定めた者10人をもって選挙立会人としなければならないと規定されており、選挙立会人の決定手続はこの規定に基づき適正に行われた。

以上のとおり、本件選挙における申出人の得票数（933.463票）は、最下位当選人であるとしのり候補の得票数（934.006票）を上回らないことから、選挙会が確定したとおり、としのり候補の当選は有効である。

よって、当委員会は、主文のとおり決定する。

令和7年1月24日

四国中央市選挙管理委員会
委員長 徳永 幸夫

教 示

公選法第206条第2項の規定により、この決定に不服のある者は、この決定書の交付を受けた日又は同法第215条の規定による告示の日から21日以内に、文書で愛媛県選挙管理委員会に審査を申し立てることができる。

別記1～3（略）